

介護老人保健施設 グリーンヒル幸寿園

短期入所療養介護 重要事項説明書

1 施設 の 概 要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 グリーンヒル幸寿園
開設年月日	平成 10 年 11 月 17 日
所在地	佐賀県西松浦郡有田町南原甲 678 番地 1
電話番号	0 9 5 5 - 4 1 - 1 0 7 0
F A X 番号	0 9 5 5 - 4 2 - 2 7 7 1
管理者名	施設長 小嶋 秀夫
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (4 1 5 1 5 8 0 0 1 8 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

(目 的)

介護老人保健施設は、要介護者であって、主としてその心身機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下での介護や口腔の健康の保持、機能訓練及びその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く居宅での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(運営方針)

施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(3) 指定短期入所療養介護について

指定短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、又計画の内容については同意をいただくようになります。

(4) 指定介護予防短期入所療養介護について

指定介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス支援計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、生活の質の向上および利用者の意欲を高め、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、又計画の内容については同意をいただくようになります。

(5) 施設の職員体制

	指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）（施設兼務）	
職 種	人 員	夜間（再掲）
管理者（医 師）	1	
事 務 員	3	1（午後 8 時）
薬 剤 師	1	
看 護 職 員	8	1
介 護 職 員	2 3	3
支 援 相 談 員	1	
理学又は作業療法士	1	
介 護 支 援 専 門 員	1	
栄 養 士	1	
調 理 員	委 託（株）日 清 医 療 食 品	

※ この人員は指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）運営規程に定める基準数であり、常時基準以上の人員を配置致しております。

(職員の職務内容は、次のとおりとする。)

- 一 管理者は、職員を指揮監督し、施設の業務を統括する。
- 二 医師は、入所者の保健衛生及び医療に関する業務に従事する。
- 三 事務員は施設の事務に従事する。
- 四 薬剤師は、医師の指示に基づき、入所者に対して調剤及び服薬管理指導を行う薬剤業務に従事する。
- 五 看護職員は、医師の指示により入所者の保健衛生及び医療に関する業務の補助に従事する。
- 六 介護職員は、入所者の介護業務に従事する。
- 七 支援相談員は、入所者の生活指導及び相談業務に従事する。
- 八 理学療法士又は作業療法士は、医師の指示により、入所者の機能回復に関する業務に従事する。
- 九 栄養士は、入所者の栄養管理業務に従事する。
- 十 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務等に従事する。
- 十一 調理員は、入所者の給食業務に従事する。

(6) 入所定員等

定員 80名 (うち認知症専門棟 40名)

療 養 室	居室の種類	2 階	3 階
	1 人部屋	7 室	7 室
	2 人部屋	6 室	6 室
	3 人部屋	3 室	3 室
	4 人部屋	3 室	3 室

(7) 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	なし
------------	----

2 サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事サービス（食事は原則として食堂でおとりいただきます。利用者の身体状況及び、御家族の希望等により居室での食事も可能です。）

朝食 8：00 ～ 8：30 昼食 12：00 ～ 12：30

夕食 18：00 ～ 18：30
- ③ 入浴サービス（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応致します。短期入所療養介護の利用者は、週に最低2回ご利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じ清拭となる場合があります。）

- ④ 医学的管理・看護・服薬管理（調剤・処方）
- ⑤ 介護サービス（日常生活全般）
- ⑥ 口腔衛生の管理
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション、クラブ）
- ⑧ 相談援助サービス（在宅退所時の支援も行います）
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行（要介護認定等）
- ⑫ その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、お気軽にお尋ねください

◇身体拘束に関して

当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録することとし、その際には身元引受者等の同意をいただきます。

3 協 力 医 療 機 関 等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

協力医療機関

名 称 山元記念病院 院長 小川 健一
住 所 伊万里市二里町八谷搦 88 番地 4

協力医療機関

名 称 伊万里有田共立病院 院長 桃崎 宣明
住 所 西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860 番地

協力医療機関

名 称 山のサナーレクリニック（旧伊万里保養院）
院長 富田 均
住 所 伊万里市立花町 245 番地

協力歯科医療機関

名 称 家永歯科医院 院長 家永 健次
住 所 西松浦郡有田町南原甲 630 番地 3

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

(来訪・面会)

面会時間午前 9 時から午後 8 時までです。

来訪者は面会時間を厳守し、必ず職員に申し出ていただき面会簿への記載をお願い致します。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。

(外出・外泊)

外出・外泊の際には必ず行き先と帰園日時を職員に申し出てください。

(設備・備品の利用)

施設内の設備・備品は本来の用法に従ってご利用ください。

これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

(飲酒・喫煙)

飲酒は禁止いたします。

喫煙については敷地内全面禁煙となっておりますので、御理解と御協力をお願いします。

(所持品の管理)

所持品の管理には、十分に気をつけてください。

(現金・貴重品の管理)

現金、貴重品等は紛失・破損防止のために施設内に持ち込まないようにしてください。但し、預かり金として管理を依頼された場合は事務所で適正に管理致します。

(宗教活動・政治活動)

施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(動物飼育)

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

5 非常災害対策

(災害時等の対応)

感染症や非常災害等の発生時においては、「介護老人保健施設グリーンヒル幸寿園消防

計画」、「介護老人保健施設グリーンヒル幸寿園業務継続計画」にのっとり対応をおこないます。

(防火避難訓練)

「介護老人保健施設グリーンヒル幸寿園消防計画」にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。

(防火設備)

スプリンクラー設備、避難階段設備、自動火災報知器設備、誘導灯及び誘導標識、ガス漏れ報知器、防火戸、防火シャッター、屋内消火栓設備、非常用電源設備、避難口（非常口）設備、避難器具設備、非常警報設備、カーテン・布団防火性能

6 禁 止 事 項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。又、食品衛生法並びに安全管理を第一に考え、入所者への飲食物類の持ち込み及び差し入れ等については、堅くお断りを申し上げます。

7 要望及び苦情等の相談

当施設への要望や苦情などは、「介護支援専門員」又は「支援相談員」にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。尚、担当者不在時は随時施設の職員が対応し、後日、担当者よりご連絡をいたします。そのほか、事務所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(電話0955-41-1070)

また、当園以外の苦情相談窓口として下記がございます。

○名 称：佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険係

所在地：佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館

電 話：0952-26-1477

○名 称：有田町健康福祉課 介護保険係り担当

所在地：有田町南原甲664番地4 有田町福祉保健センター内

電 話：0955-43-2196

8 そ の 他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）

利用料金について

※下記は介護保険法の定める利用者負担の1割負担分での算出金額となります。負担割合が2割、3割の方は別途ご説明いたします。

(1) 基本料金（介護保険法に基づく給付負担金）

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び療養環境によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

指定短期入所療養介護費

	従来型個室	多床室
要介護1	753円	830円
要介護2	801円	880円
要介護3	864円	944円
要介護4	918円	997円
要介護5	971円	1052円

指定介護予防短期入所療養介護費

	従来型個室	多床室
要支援1	579円	613円
要支援2	726円	774円

- ② 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合に加算されます。

夜勤職員配置加算 24円

- ③ 入所時および退所時に送迎を行った場合に加算されます。（利用者及び身元引受者の同意を得ます。）

送迎加算 片道184円 往復368円

- ④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。

個別リハビリテーション実施加算 240円

- ⑤ 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護をおこなった場合に加算されます。(介護予防は除く)

認知症ケア加算 76円

- ⑥ 医師が、認知症の行動・心理症状を認め、在宅での生活が困難で、緊急に指定短期入所を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用開始日から7日間を限度として加算されます。

認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円

- ⑦ 若年性認知症に対して指定短期入所療養介護を行った場合に加算されます。

若年性認知症利用者受入れ加算 120円

- ⑧ 利用者の状態や家庭の事情等により、介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があると認められ、緊急的に受け入れを行った場合に7日間（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として加算されます。(介護予防は除く)

緊急短期入所受入加算 90円

- ⑨ 治療管理を目的として、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、かかりつけ医に診療状況等の情報を提供した場合に、10日間を限度として加算されます。

総合医学管理加算 275円

⑩ 療養食加算

医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に加算されます。

※療養食：医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

療養食加算 8円/食

⑪ サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合、上記料金に**22円加算**されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上、上記料金に 18 円加算 されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上、又は看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上、又は勤続 7 年以上の利用者の介護に携わる職員が 30%以上の場合、上記料金に 6 円加算 されます。

⑫ 重度療養管理加算

要介護 4 又は 5 であって、下記の厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合、上記料金に 120 円加算 されます。

- 1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- 2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- 3) 中心静脈注射を実施している状態
- 4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- 5) 重篤な心機能障害、呼吸器障害により常時モニター測定を実施している状態
- 6) 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の 4 級以上であり、ストーマの処置を実施している状態
- 7) 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
- 8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- 9) 気管切開が行われている状態

⑬ 緊急時施設療養費

- 1) 入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となった場合において救急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1 月に 1 回、連続する 3 日を限度として算定されます。

緊急時治療管理 518 円

- 2) 厚生労働省が定める規定をみたした、リハビリテーションや処置等を行った場合に、定められた点数に 10 円を乗じて得た額を算定されます。

特定治療（点数×10）円

⑭ 認知症専門ケア加算

特別な研修を受けた職員を配置し専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます。

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 円

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 円

⑮ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）

規定の要件をみたし、在宅復帰・在宅療養支援機能を強化し支援を行った場合に算定されます。

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 51円

⑯ 口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供を行った場合、1月に1回加算されます。

口腔連携強化加算 50円

⑰ 生産性向上推進体制加算

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討、介護機器等を活用し業務を効率化して実施した場合、1月に1回加算されます。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100円

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円

介護職員処遇改善加算

⑱ 介護職員処遇改善加算

サービス事業所が介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じている場合に加算されます。

（Ⅰ） 上記に該当する加算合計値の75／1000（7.5%）

▼ 預り金管理についての ご説明 ▼

利用者が施設へ入所するに当たり、施設での「その他の費用」以外に発生する費用に対して、預り金として施設で小遣い程度の金額をお預かり申し上げます。（この際、金額が高額にならないようお願い致します。）尚、収支につきましては、毎月のご利用料のお支払い時に、月毎の明細をお渡しし御確認頂きます。

施設での理美容サービスを希望されます際は、そのお支払いにつきましては預り金よりの精算となりますので、約款に掲載しております料金を、預り金より差し引き致しますことにご承諾をお願い申し上げます。（希望時は、ご家族様へ確認の連絡をさせていただきます。）

▼ その他の費用（保険給付外）についてのご説明 ▼

介護保険の対象とならない短期利用サービスに対するご利用者の方々の費用について、下記のとおりご説明を申し上げます。なお、下記の「①の金額」については記述日程までの費用となります。「②の金額」につきましては消費税(10%)が含まれております。

① 居住費・食事負担について

対象者（利用者負担段階）		居 住 費		食 費
		従来型個室	多床室	
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者	550	0	300
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額が80万以下	550	430	600
第3段階―①	本人及び世帯全員が市民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額が80万超120万以下の人	1370	430	1000
第3段階―②	本人及び世帯全員が市民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額が120万超の人	1370	430	1300
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人。本人が住民税を課税されている人。	1728	437	1445

※但し、利用者負担第1～第3段階の場合は介護保険負担限度額認定申請が必要となります。

②上記①以外の費用について

費用の対象	金 額	費 用 の 内 容	ご希望
日常生活費	150円（1日につき）	石鹸・入浴剤・タオル・バスタオル・シャンプー・リンス・ボディシャンプー・ティッシュペーパー等	
教養娯楽費	100円（1日につき）	クラブ材料代等（陶芸・書道を除く） 写真代・幸寿園だより・各種イベント等	
洗濯料	100円（1Kg）	施設へ依頼される場合に、利用者の個人所有物に限ります。尚、重量は洗濯後の乾燥した状態で測定いたします。	

※上記の費用は、利用者の方が「希望」され発生した項目のみ費用が生じます。

※自宅洗濯を希望された場合でも、汚染等のため衛生管理が必要である場合は施設洗濯を行いますのでご了承下さい。

※ オムツ使用に係る費用に関しては利用者のご負担はございません。
（但し、外出・外泊時は除きます。）

(3) 支払い方法

利用料金のお支払いは原則、口座振り込みになります。毎月 10 日以降に前月分の請求書を発行・郵送いたしますので、その月の末日までに下記口座にお振込みをお願いします。また、振込手数料に関しましてはご入所者様・ご家族様のご負担でお願い申し上げます。お振込みが確認されましたら、領収証をその月の請求書と共に郵送させていただきます。

振込先情報：西日本シティ銀行伊万里支店 普通 0 6 5 6 9 4 4
社会医療法人謙仁会 グリーンヒル幸寿園 理事長 山元 謙太郎

※お振込みの際は入所者様のお名前でお振込みをお願いいたします。

どうしてもご家族様のお名前での振込みをお希望される場合は、事前に幸寿園までご連絡いただきますようお願いいたします。

※2 高齢者の単身世帯及び高齢者世帯等により、どうしてもお振込での支払いが難しい場合は、事前にご相談下さい。

介護ロボット・ICT を活用した見守り対策について

施設ではご利用者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ・センサーを使用するシステム（以下、「見守りシステム」という）の使用を行います。使用については下記の内容で運用を行います。

(1) 見守りシステム使用について

【見守りシステムの使用目的】

ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたカメラでのモニター観察、対応を行います。

【カメラ及びモニターの使用手法】

- ① 設置場所 カメラ 各階居室 １６か所 各階廊下 ２か所
 各階共同トイレ入口 ２か所

モニター	各階ステーション
スマホタブレット	各階1台（主に夜間帯使用）

- ② 確認方法 ステーションにてモニター確認
夜間巡回中にスマホタブレット携帯、コール時に確認

【データの管理方法】

画像は事故予防、事故発生時の早期発見のために職員が適宜モニターとして使用する事が主たる目的であることから、録画した画像の記録については順次、上書きされることを前提としております。

【画像の利用制限】

- ① 画像の利用は、安全上の使用目的の範囲で行います。
- ② 画像から知り得た情報の使用等については、個人情報保護規定に準じます。

※見守りシステム運用にあたっては、ご利用者様のプライバシー保護に最大限の配慮を行い、管理方法、利用制限を徹底の上対応してまいります。

当施設における個人情報の利用目的について

- 介護保険サービス提供
当施設での介護保険サービスの提供
 - 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等との連携
 - 他の介護保険サービス事業所への紹介、並びに紹介への回答
 - ご利用者様へのサービスの提供にあたっての、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体・検査業務の委託その他の業務委託
 - ご家族等への病状・状態説明
 - その他、ご利用者様への介護保険サービス提供に関する利用
- 介護療養費請求のための事務
 - 当施設での医療・介護・労災保険、公費負担に関する事務
 - 審査支払機関への介護報酬明細書の提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - 公費負担に関する行政機関等への介護報酬明細書の提出、照会への回答
 - その他、医療・介護・および公費負担に関する介護報酬請求のための利用
- 当施設の管理運営業務
 - 会計・経理
 - 介護事故等の報告
 - 当該ご利用者様の介護サービスの向上
 - 入退所等の療養棟管理
 - その他、当施設の管理運営業務に関する利用
- 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当施設内で行なわれる介護実習への協力
- 当施設での介護の質の向上を目的とした症例研究
- 外部監査機関への情報提供
 - 科学的介護の取り組み推進における厚生労働省への情報提出
- 施設広報に係わる写真の掲載
 - 施設パンフレット
 - 広報誌（幸寿園だより）
 - ホームページ
 - Facebook

幸寿園だより：毎月発行・Facebook へ掲載

ホームページアドレス：<http://www.kenjin-kai.com/koujyuen/>

秘密保持に関する取り扱い及び個人情報の取り扱いについて

- 1 当事業所及び当事業所の従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護保健施設サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさないものとします。
- 2 当事業所は、当事業所の従業者であった者が、退職後もその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- 3 前第 1 項、第 2 項の規程に拘らず、サービス担当者会議等において、介護サービス計画書を作成するため、若しくは、処遇上必要と判断した場合は、利用者又は利用者の家族の個人情報を提示することについて異議ないものとしします。
- 4 当事業所は、施設行事等で撮影を行った写真や映像等を施設広報として、パンフレット、広報誌（幸寿園だより）、ホームページ等で掲載する場合があります。掲載等について同意しがたい場合、その旨をお申し出いただければいつでも変更等行うことが可能です。申し出がない場合については、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。